

福岡市個人情報保護審議会 様

実施機関名

- (保健福祉局総務部国民健康保険課)
- (保健福祉局総務部医療年金課)
- (保健福祉局健康医療部健康増進課)
- (保健福祉局高齢社会部介護福祉課)
- (保健福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課)
- (保健福祉局高齢社会部高齢社会政策課)

個人情報の公益上の取扱いについて (諮問)

個人情報の公益上の取扱いについて、次のとおり諮問します。

根 拠 規 定	福岡市個人情報保護条例【第8条 第4項 第7号】【第10条 第2項 第6号】	
取 り 扱 う 個 人 情 報 の 記 録 の 名 称	国民健康保険及び後期高齢者医療制度被保険者に係る医療情報 (医療保険レセプトデータ)・健診情報 (特定健診・特定保健指導) 介護保険被保険者に係る介護情報 (介護保険レセプトデータ)	
収 集 先 , 提 供 先 , 結 合 の 相 手 方	(1) 第8条第4項第7号：後期高齢者医療広域連合 (実施機関外) からの収集 (2) 第10条第2項第6号：実施機関同士の情報のやり取り (相互利用) ・利 用：提供元3課及び保健福祉局総務部医療年金課, 同局高齢社会部地域包括ケア推進課, 同局高齢社会部高齢社会政策課 ・提供元：保健福祉局総務部国民健康保険課 (国保医療情報保有), 同局健康医療部健康増進課 (国保健診情報保有), 同局高齢社会部介護福祉課 (介護情報保有), (3) 第10条第2項第6号：後期高齢者医療広域連合 (実施期間外への) 提供 ※ (1), (2), (3) のいずれも各保険制度の審査・支払機関である国民健康保険団体連合会を介して情報のやり取りがなされる。	
取 扱 い の 概 要	医療費・介護給付費の分析を行い, 地域の健康課題や個人単位での総合的な健康状態を把握することにより, データに基づく事業評価体制を構築するとともに, 対個人においてもきめ細やかな保健事業・介護予防事業を実施していくため, 健診・医療・介護情報を集約し総合的に利活用する仕組みとして構築された国保データベース(KDB)システムを利用する。 その際, 実施機関内において国民健康保険の医療情報及び健診情報を保有する各担当課, 介護情報を保有する担当課, 保健事業や介護予防事業を実施する各担当課の間で目的外の利用・提供がなされることとなる。 また, 75歳以上の市民の医療保険を担う福岡県後期高齢者医療広域連合との間で, 国民健康保険の医療情報及び健診情報を保有する各担当課, 介護情報を保有する担当課は本人外収集と目的外提供を行うこととなる。 ※詳細は別紙参照	
取 り 扱 う 個 人 情 報 の 記 録 項 目	1 各制度の被保険者情報 (資格・加入情報)	6 要介護 (支援) 情報 (介護報酬明細データ)
	2 診療年月・内容 (診療報酬明細データ)	7 サービス計画単位数 (介護報酬明細データ)
	3 傷病名・摘要欄 (診療報酬明細データ)	8 身長, 体重, BMI, 血糖, 血圧 (健診情報)
	4 請求・決定点数 (診療報酬明細データ)	9 検査問診結果 (健診情報)
	5 サービス提供年月・内容 (介護報酬明細データ)	10 特定保健指導結果情報 (健診情報) など
取 扱 期 間	平成27年4月以降 (承認の回答のあった日から)	
そ の 他 審 議 の 参 考 と な る べ き 事 項 { 過 去 の 経 緯 , 関 係 課 の 意 見 等 }	別紙参照	